

「介護保険制度」について

介護保険で給付の対象となる特定福祉用具

購入に対する給付

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、入浴や排泄に用いる福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、

家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。**年間10万円を上限として1割負担でご購入いただけます。**※1

※特定福祉用具は都道府県の指定を受けた、指定事業者から購入する必要があります

※詳しくは、行政介護保険窓口、地域包括支援センター、またはケアマネジャーにお問い合わせください

※1 合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

給付対象となる特定福祉用具

入浴用具や腰掛け便座など利用者の肌が直接触れることにより再利用に抵抗感が伴うものなどが特定福祉用具となり、販売対象となります。給付方法は、まず全額を支払って購入し、

その後に市区町村役場へ申請して払い戻しを受ける償還払いという形になります。ただし、市区町村によっては、給付券方式、受領委任払い方式などを行っている場合もあります。

※合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

腰掛け便座

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変更するもの（腰掛式に交換する場合高さを補うものを含む）
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの
- ポータブルトイレ



自動排泄処理装置の交換可能部分

- 居宅要介護者または、介護者が容易に交換できるもの
- レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの



入浴補助用具

- 入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの
- (1)入浴用いす (2)入浴台 (3)浴槽用手すり (4)浴室内のこ
- (5)浴槽内いす (6)浴槽内のこ (7)入浴用介助ベルト



簡易浴槽

- 空気式または折り畳み式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの



移動用リフトのつり具の部分

- 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること ※移動用リフト本体は貸与（レンタル）対象の商品です



住宅改修に対する給付

介護保険の認定を受けている方は、手すりの取り付けや段差の解消など下記の住宅改修が、**20万円を上限として1割**

の自己負担で工事できます。※2

※要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、または転居は再度20万円までの支給限度基準額が設定されます

※2 要支援・要介護区分にかかわらず、合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

適応となる住宅改修

- (1)手すりの取り付け
- (2)段差の解消
- (3)滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- (4)引き戸等への扉の取り替え
- (5)洋式便器等への便器の取り替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

申請の流れ

- (1)住宅改修についてケアマネジャーなどに相談
- (2)申請書類または書類の一部提出・確認
 - 支給申請書 ●内訳書、領収書 ●理由書
 - 住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの（写真または簡単な図を用いたもの）
- (3)施工→完成
- (4)住宅改修費の支給申請・決定

貸与の対象となる福祉用具

要支援・要介護度に応じた支給限度額の範囲内で、**月額レンタル料の1割が自己負担となります。**※3 支給限度額を

超えた分に関しては全額自己負担になります。

※3 貸与金額は、福祉用具の種類・品目・事業者により異なります。また、合計所得金額に応じて、負担額が2割または3割に引き上げられます

手すり



要支援・要介護
1-5

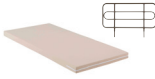
取り付けに際し工事を伴わないものに限る

スロープ



要支援・要介護
1-5

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る

歩行器		要支援・要介護 1-5	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る(自動制御等の付加された歩行器を含む) ●車輪を有するものにあつては、体の前および左右を囲む把手等を有するもの ●四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ		要支援・要介護 1-5	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る
車いす		要介護 2-5	自走式標準型車いす、普通型電動車いす、介助式標準型車いす、電動車いす
車いす付属品		要介護 2-5	クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る
特殊寝台		要介護 2-5	サイドレールが取り付けにあるもの、または取り付け可能なものであって、下のいずれかの機能を有するもの ●背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能 ●床板の高さが無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品		要介護 2-5	マットレス、サイドレール等であつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る
床ずれ防止用具		要介護 2-5	次のいずれかに該当するものに限る ●送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット ●水等によつた減圧による体圧分散効果を持つ全身用のマット
体位変換器		要介護 2-5	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る 体位の保持のみを目的とするものを除く
認知症老人徘徊感知機器		要介護 2-5	認知症老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
移動用リフト (つり具の部分を除く)		要介護 2-5	床行走式、固定式または据置式であり、かつ、身体をつり上げ、または体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの (取り付けに住宅の改修を伴うものを除く)
自動排泄処理装置		排便機能を有するもの 要介護 4・5 それ以外のもの 要支援・要介護 1-5	尿または便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に使用できるもの (交換可能部品—レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるものをいう—を除く)

「日常生活用具給付等事業」について

日常生活用具給付等事業とは

日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。各市町村長に申請し、市町村の決定で支給するものです。



介護における日常生活用具参考例

介護・訓練支援用具	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト
自立生活支援用具	入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 移動・移乗支援用具 特殊便器 火災警報機 自動消火器 ほか
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 ほか
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 福祉電話(貸与) ほか
排泄管理支援用具	紙おむつ等 収尿器 ほか
居宅生活動作補助用具	在宅改修費